

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス：中国人民銀行 預金準備率引き上げを発表

中国人民銀行（中央銀行）は 2010 年 11 月 10 日、金融機関の人民元預金準備率の引上げを発表。

1. 発表内容

- ・ 人民元預金準備率 0.5% 引上げ （2010 年 11 月 16 日より実施）

2. 預金準備率引上げの背景について

今回の預金準備率引上げは、1 月、2 月、5 月に続く今年 4 回目の引上げとなる（除く、一部銀行に対する非公式な引上げ）。

10 月 19 日に発表された預金及び貸出基準金利の引上げは、そのタイミングにおいて市場のサプライズを誘ったが、利上げ以降、市場における追加金融引締め観測は根強い。潜在的インフレ懸念の昂揚に対する先行的・予防的対策と見られた先月の利上げであるが、①直近 10 月の CPI（消費者物価指数）が 4 % 超の高水準との予測が一部で示されるなどインフレ懸念に対する警戒感は依然燦々していること②米国追加金融緩和により生み出される過剰流動性の中国への流入に伴う資産価格の上昇が懸念されること、等が根強い金融引締め観測に繋がっている模様である。

斯かる状況下、今週 9 日には国家外貨管理局（SAFE）がホットマネーの流入抑制を狙いとする外貨業務管理強化に関わる通知を公布、投機的な人民元高圧力抑制へ向けた動きを具体化させる等、金利・為替双方の観点から矢継ぎ早に対策を打って出ている。

一連の政策変更は、中国国内事情を踏まえた政策であると共に、目前に控えた G20（20 ヶ国・地域首脳会議）を意識した動きとの憶測もあるが、今回の預金準備率引上げについては、先月の利上げ同様、インフレ加速が懸念される中での過剰流動性コントロールを通じ、将来的な景気の過熱感抑制へ向けた布石と捉えられよう。

作成：三菱東京 UFJ 銀行(中国) 市場業務部 021-6888-1666 ex) 2910~2918

当資料は相場情報の提供を唯一の目的としたもので、投資勧誘を目的としたものではありません。投資の最終決定は投資家ご自身の判断でなされるようお願い致します。当資料は信頼できる情報に基づき作成したのですが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、過去の結果が必ずしも将来の結果を暗示するものではありません。当資料は執筆者の見解に基づき作成されたものであり、弊社の統一された見解ではありません。当資料は使用することにより生ずるいかなる種類の損失についても弊社は責任を負いません。尚、当資料の無断複製、複写、転送はご遠慮下さい。当方の都合で、本レポートの全部または一部を予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。

EXPERT VIEW

中国における債権譲渡及び相殺制度

今回は、中国における売買代金債権の譲渡及び相殺制度について検討します。日本において、債権譲渡及び相殺とも企業の経営活動において日常的に生じる取引、債務の消滅行為であり、このことは中国においても同様であり、また、基本的な法規の構造や考え方は日本と類似します。中国国内のこうした取引についても、日本におけるのと同様に、その法規の構造の理解を前提に、できる限り取引上のリスクをコントロールすることが重要です。こうした作業は、一朝一夕で目的を達することは困難ですので、コツコツと会社内のノウハウとして積み上げていくことが必要です。以下では、比較的単純な事例を用いて、中国の債権譲渡及び相殺制度について整理します。

Q: 当社は、日系の独資会社 A 社で、自動車部品を製造・販売しています。ある部品の販売先は中国資本の B 社なのですが、これまでの取引において、部品の欠陥や納期遅れがある等を理由として、代金 50 万人民币元の支払を拒絶しています。部品の欠陥については納品後これまで返品や欠陥品の提示もありません。また、納期遅れについても、事前に協議し、双方が確認した納期に納品しており、当社としてはいずれも理由がなく、難癖であると考えています。債権の回収に苦慮しているのですが、この度、当社及び B 社と取引がある中国資本の C 社から、上記の事情であれば、C 社は B 社に 50 万人民币元以上の債務があり、当社の債権を譲り受けた上で、この債務と相殺して直ちに処理するので、当社の債権を債権額の 70% の価格で売らないかとの申し出がありました。

このままでは、当社の債権の回収が長期にわたり滞るおそれがあり、また、中国で訴訟により解決としても、上記の債権額では訴訟に要する費用や期間を考えると、債権額の 30% 以上の負担が生じてしまうおそれもあることから、C 社の申し出を受けるつもりです。しかし、このような取引を行ったことがなく、何か落とし穴があるようで不安です。C 社のいうとおり、当社の債権を C 社に譲渡してしまえば、今回の問題はきれいに片付くと考えてよいのでしょうか？

A: 本件で、A 社が譲渡を予定する債権は、売買代金債権であり、法により譲渡やこれを自働債権とする相殺が禁止され、又は制限される債権ではありません。他方で、B 社からは部品の欠陥や納期遅れを指摘され、紛争が生じています。しかし、当該抗弁が主張されていること自体が A 社と C 社との間の債権譲渡合意を法的に妨げるものではありません。従って、A 社は C 社と債権譲渡契約を締結することにより対象債権を C 社に移転し、かつ、当該債権譲渡を B 社に通知することにより C 社は B 社に対して譲り受けた債権を行使することができます。

次に C 社と B 社との間の相殺ですが、仮に B 社と C 社との間の債権債務が相殺適状にあるとすれば、C 社が B 社に相殺を通知すれば、C 社が譲り受けた債権に対応する債務を相殺により直ちに消滅させることができそうです。しかし、ここで問題となるのは、B 社が A 社に対して主張している部品の欠陥や納期遅れ等による違約責任です。B 社の主張は、A 社の債権譲渡によりその行使を妨げられず、かつ、譲受人に対しても主張することができます。この場合に、C 社の B 社に対する債権、即ち、A 社から譲り受けた債権が相殺に用いることができない債権ではないかが理論的には問題となります。A 社としては、上記の法的状況を念頭において、B 社に対する債権譲渡を実施する必要があります。例えば、譲渡債権に瑕疵（C 社が認識していない抗弁が付着していること等）があるとして、C 社から事後債権譲渡契約を解除されたり、損害賠償責任を追及される場合もありえます。更に、C 社が B 社に相殺と通知した後に、B 社から訴えを提起され、訴訟において上記の B 社の A 社に対する抗弁が認められ、相殺の（一部の）効力が否定された場合等には、C 社に生じた損害（訴訟を遂行するために生じた費用等が請求されることもありえます。）の賠償を A 社に対して請求する可能性もあります。

A 社としては、上記のような法的リスクをできる限り回避するため、例えば、①B 社の主張する抗弁を契約に明記した上で、当該抗弁に対する対応はC 社が自らの責任と費用負担において行うこと、②B 社の抗弁が認められ債権額が減額された場合にも A 社に賠償や求償を行うことができないこと、③相殺の効力が否定されこれにより C 社に損害が生じた場合にも A 社は責任を負わないこと等、B 社の主張する抗弁について、A 社が C 社に対していかなる責任も負わないことを明確に合意しておくことが肝要だと思います。

1 中国における債権譲渡

(1) 債権譲渡契約

契約法第 79 条は、「債権者は、契約の権利の全部又は一部を第三者に譲渡することができる。」と規定して、債権譲渡を認めています。契約法に規定される上記の契約の権利（債権）の譲渡は、譲渡人と譲受人とが債権をその同一性を失わずに移転させる合意（契約）であることを示しています。債権譲渡が契約により実行される場合には、対価的な原因があることが通常であり、例えば、当該原因に瑕疵が生じた場合には、契約が解除され、譲渡した債権が譲渡人に返還される法律関係も生じえる契約となります。また、債権は、元来、ある者（債権者）のある者（債務者）に対する特定人間の請求権（権利）としての性質を有し、例えば所有権のように権利者が万人に自己の権利を主張しうる支配の客体又は権利ではありません。上記の「同一性を失わずに」というのは、債権譲渡により、その債権としての性質を変えない、即ち、対人的な性質に変更は生じさせないという原則から派生する原理です。このことから、契約法第 81 条は「債権者が権利を譲渡する場合には、譲受人は、債権と関係する従たる権利を取得する。」と規定し、また、同第 82 条は「債務者が債権譲渡通知を受領した後に、債務者は、譲渡人に対する抗弁を、譲受人に対して主張することができる。」と規定し、債権譲渡における効果を明確にしています。

(2) 債権譲渡における手続

契約法第 80 条は、「債権者は、権利を譲渡した場合には、債務者に通知しなければならない。通知をしていない場合には、当該譲渡は、債務者に対して効力を生じない。」と定めています。上記のように、債権譲渡は、譲渡人と譲受人間では、合意により成立する、特段の様式を要しない契約（諾成・不要式の契約）であると考えられます。他方で、債権は、特定人から特定人に対する請求権ですので、上記の債権譲渡契約のみによって債務者は譲渡の事実を知らず、その法的状況に変化が生じません。上記の債務者に対する通知の法的意義についてもさまざまな議論はあるのですが、中国の有力な解釈は、上記の通知は、日本と同様に債権譲渡の債務者に対する対抗要件であると解しています。即ち、譲渡人と譲受人との間で債権譲渡の効力が発生するのは、特別な合意がない限り、契約締結時であってこの時に債権が移転します。ただし、当該債権の移転を債務者に対して対抗するためには、上記の規定に従い債権者たる譲渡人が通知をすることが必要となります。

(3) 債権譲渡と抗弁権の切断

前記のように、債権譲渡は、債権をその「同一性を失わずに」譲渡することなので、債権譲渡及び債務者に対する通知により、債務者が有する各種の抗弁は切断されません。このことは、上記の契約法第 82 条に端的に規定されています。この抗弁権には、例えば、同時履行、意思の缺欠（詐欺等）、期限の猶予等が含まれます。

また、買主の瑕疵担保請求権も、債権譲渡によりその権利に変更は生じませんので、例えば、買主が受領した製品に品質上の欠陥があり、この点について売主と追加合意ができていない場合には、買主は、売主に対して修理、交換、やり直し、返品、代金又は報酬の減額等の違約責任を追及することができ、こうした権利も債権譲渡により失われません。

2 中国における相殺

(1) 相殺の意義

相殺とは、一般的に言えば、相互に同種の内容の債権がある当事者間で、その債権を対当額で消滅させる債権消滅原因といえます。中国でも相殺は認められており、契約法第 99 条第 1 項は、次のように規定しています。

「当事者が相互に期限が到来した債務を負い、当該債務の目的物の種類、性質が同じである場合には、いずれの一方も自己の債務を相手方の債務と相殺することができる。ただし、法律の規定により、又は契約の性質が相殺することができない場合を除く。」

相殺は、その制度において、いくつかの方式、即ち、当然の相殺の発生、一方的な意思表示による相殺、相殺合意等があります。中国においては、日本と同様に、相殺合意によることができることは勿論（契約法第 100 条）、相手方に通知することにより相殺をすることができます（契約法第 99 条第 2 項）。相殺の法的性質をどのように考えるのかについては、弁済や代物弁済と考える等、各種の議論はあるのですが、相手方の意思や行為を要件とせず、債務の消滅という法的効果を生ずるので、法定される独自の債務消滅原因と考えておけば足りるし、この点、中国の実務においても、特別な議論は見当たりません。

(2) 相殺の要件

中国における相殺の要件も、基本的には日本と同様に、①当事者間に債務（債権）が対立していること、②両債務の弁済期限が到来していること、③債務が同種の種類・性質を有していること、④相殺ができない債務ではないことであり、これがいわゆる相殺適状となります。相殺適状にある場合に、相手方に対する通知により相殺を行うことができます。法は、自己の債権が債権譲渡により取得したものであることを相殺の否定的な要件とはしていませんので、債権譲渡により取得した債権を自働債権として相殺をすることも法的にはできます。

更に、紛争がある債権（抗弁権が付着した債権）をもって相殺を行うことができるのかも問題となります。上記のように契約法第 99 条第 1 項は、「法律の規定により、又は契約の性質が相殺することができない場合」には相殺を認めていません。当該相殺の規制をどのように解釈するのかが問題となります。一般的には、相殺による債務消滅により相手方の抗弁権その他の権利行使が制限されることから、内容が不確定な債権、紛争がある債権、抗弁権が付着している債権を自働債権とする相殺は認められない、又は相殺の効果を認めることは適当ではないといわれています。この点について、明確な法規の規定、司法解釈等が見当たらず、実際の訴訟等においてどのように判断されることになるのか確定的に判断することは困難です。ただし、少なくとも、実際に生じた権利状況にかんがみ、相殺をすることにより一方の債務者の抗弁権行使その他の権利の行使が著しく妨げられる場合には相殺が認められない場合もありえるという点には留意を要します。

3 本件における考察

本件で、A 社が譲渡を予定する債権は、売買代金債権であり、B 社からは部品の欠陥や納期遅れを指摘され、紛争が生じていますが、こうした B 社の抗弁は、債権の譲受人に対しても主張することができ、当該抗弁が主張されていること自体が A 社と C 社との間の債権譲渡合意を法的に妨げるものではありません。従って、A 社は C 社と債権譲渡契約を締結することにより対象債権を C 社に移転し、かつ、当該債権譲渡を B 社に通知することにより C 社は B 社に対して譲り受けた債権を行使することができます。なお、上記の債権譲渡については、債権譲渡契約を書面により締結し、B 社に対する債権譲渡通知についても当該通知がなされたことを事後証明することができるような対応、例えば、書留郵便での通知送付及び B 社から通知受領証等の書面を取得しておくべきでしょう。

次に C 社と B 社との間の相殺ですが、C 社が B 社に対して負う債務の弁済期が既に到来しているのかどうかは分かりませんが、仮に B 社と C 社との間の債権債務が相殺適状にあるとすれば、C 社が B 社に相殺を通知すれば、C 社が譲り受けた債権を相殺により直ちに消滅させることができます。しかし、ここで問題となるのは、B 社が A 社に対して主張している部品の欠陥や納期遅れ等による違約責任です。こうした主張も広い意味では、A 社の代金支払請求権に対して（その一部の）請求を拒絶しうる主張で、広義の抗弁権に属するともいえます。当該抗弁権は、A 社の債権譲渡によりその行使を妨げられず、かつ、譲受人に対しても主張することができます。この場合に、前記のように相殺適状の要件を構成する「相殺ができない債務ではないこと。」が本件で満たされているのかが理論的には問題となりそうです。A 社としては、上記の法的状況を念頭において、B 社に対する債権譲渡を実施する必要があります。前記のように、本件の債権譲渡は、対価的な原因がある契約ですから、例えば、譲渡債権に瑕疵（C 社が認識していない抗弁が付着していること等）があれば、当該契約の解除事由にもなりえますし、この場合には、A

社がC社に対して損害賠償責任を負う場合もあります。更に、C社がB社に相殺と通知した後に、B社から訴えを提起され、訴訟において上記のB社のA社に対する抗弁が認められ、相殺の（一部の）効力が否定された場合等には、C社に生じた損害（訴訟を遂行するために生じた費用等が請求されることもありえます。）の賠償をA社に対して請求する可能性もあります。

A社としては、上記のような法的リスクをできる限り回避するための対応をしておくことが望まれます。おそらくB社が主張する抗弁を債権譲渡に先立ちB社との間で解決することはできない（これができればそもそも債権譲渡の必要がないと言えます。）と思われるので、上記のリスク回避はC社との間の債権譲渡契約において措置を講ずるほかありません。例えば、①B社の主張する抗弁を契約に明記した上で、当該抗弁に対する対応はC社が自らの責任と費用負担において行うこと、②B社の抗弁が認められ債権額が減額された場合にもA社に賠償や求償を行うことができないこと、③相殺の効力が否定されこれによりC社に損害が生じた場合にもA社は責任を負わないこと等、B社の主張する抗弁について、A社がC社に対していかなる責任も負わないことを明確にしておくことで対応する必要があります。

また、会計・税務との関係では、債権のオフバランスの会計・税務上の要件を確認して適正に処理すること、債権譲渡損益の課税処理を適正に行うこと等の留意も必要です。

債権譲渡や相殺は、正常な債権については、簡易な手続でそれぞれ法的な効果を生じさせることができ、それぞれ取引における重要な機能を有しているといえますが、当該債権に紛争があり、抗弁権が付着すると、当事者が意図していない法的問題が生ずる場合があります。債務者の主張が「難癖」であると思われる場合においても、上記のような法的問題を念頭に置きつつ、原取引の当事者ではない第三者との債権譲渡契約においては、この難癖が債権譲渡契約の履行に影響を及ぼさないよう、当該契約中で適正に合意を形成する慎重さが求められます。

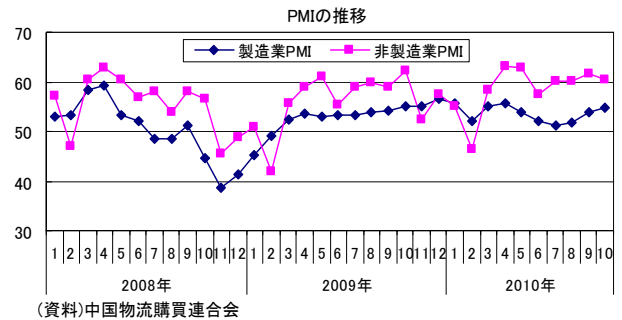
露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
弁護士 封 震

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**10月の製造業PMI指数 3ヶ月連続上昇**: 中国物流購買連合会の発表によると、10月の製造業PMI指数は54.7(前月比+0.9ポイント)と8月以降3ヶ月連続で上昇し、20ヶ月連続で景気拡大・縮小の分岐点である50を超え、経済回復の勢いが一層固まったとした。構成指数別では、新規受注指数が前月比+1.9ポイントの58.2、生産指数が同+0.7ポイントの57.1と、市場の需給共に好調で、経済全体を牽引したとしている。一方、購買価格指数は前月比+4.6ポイントの69.9と大幅に上昇し、原材料価格の上昇を実感している企業の割合が、前月比+2ポイントの34%となっており、今後、インフレ圧力が更に高まると予想している。なお、非製造業PMI指数は、前月比▲1.2ポイントの60.5となった。



(資料)中国物流購買連合会

◆**世界銀行 2010年のGDP成長率予測を10%に上方修正**: 世界銀行は今月発表した中国経済四季報の中で、第3四半期の経済成長率が9.6%と予想を超えた高い伸びを示したこと、2010年通年のGDP成長率予測をこれまでの9.5%から10%に上方修正した。世界経済の成長鈍化や、国内のマクロ経済政策の正常化により、第3四半期のGDPは上半期の10.6%よりやや減速したものの、従来からの成長力と、強い労働力市場が依然として中国経済を支えているとし、特に輸出の伸びが第3四半期の成長に大きく貢献したと分析している。一方、憂慮すべき点として、資産価格の上昇、地方財政の逼迫、銀行の貸し倒れや不良債権、潜在的インフレリスクを挙げ、通貨政策について、現在の情勢から考えれば、「更なる利上げが必要」としている。なお、2011年については、輸出の伸びが鈍化するものの、労働環境の向上や活発な個人投資により消費は安定するとし、GDP成長率を8.7%と予測した。

【貿易・投資】

◆**商務部「中国対外貿易情勢報告(2010年秋季)」を発表**: 商務部は先般「中国対外貿易情勢報告(2010年秋季)」を発表した。2010年1-9月の貿易総額は2兆1,486.8億米ドル(前年同期比+37.9%)、うち輸出が1兆1,346.4億米ドル(同+34.0%)、輸入が1兆140.4億米ドル(同+42.4%)となり、金融危機以前の2008年同期の水準を上回った。今期の貿易の特徴として、①輸出を安定させ、輸入を拡大する「穩出口、拓進口」政策効果の顕在化、②貿易バランスの更なる改善、③積極的な新興国市場開拓による市場の多様化、④ハイテク製品輸出の増加、⑤資源性製品の輸入価格の大幅上昇、⑥加工貿易を上回る一般貿易の伸びなどが挙げられた。今後の予測では、貿易環境は引き続き良好としながらも、世界経済の回復鈍化による外需の落ち込み、人民元高圧力の増加、欧米によるハイテク製品の対中輸出制限等のマイナス要因を加味すると、2010年通年の貿易総額は2.8兆米ドル(前年比+25%)前後となる見通しを示した。2011年についても、国外の不確定要素が多いことや、コスト増により企業経営が圧迫されることなど、貿易状況は楽観視できないとし、貿易の伸びは続くものの、伸び率はやや低下するとみている。

【金融・為替】

◆**人民銀行「2010年第3四半期貨幣政策執行報告」を発表**: 中国人民銀行は2日、「2010年第3四半期貨幣政策執行報告」を発表した。中国経済について、今後、安定的且つ比較的速い経済発展を維持とする一方、景気回復の基盤は磐石ではないこと、民間投資の増強、消費の拡大、所得分配の改善、経済構造の調整など多くの課題に直面していることを指摘した。今後の金融政策方針について、適度な金融緩和政策を継続すると述べる一方、金融危機対応から徐々に平常対応に戻すことを改めて強調した。また、インフレ期待管理を強化し、物価安定を維持していくことにも言及した。なお、足元のクロスボーダー人民元貿易決済額の推移について、試行開始の2009年7月から今年9月末まで、人民元決済の累計実行金額は1,970.8億元、うち、中国側の輸出が177.3億元、輸入が1,570.9億元、サービス貿易等が222.6億元となっている。

人民元の動き

日付	USD			JPY (100JPY)			HKD			EUR			金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			
2010.11.1	6.6800	6.6725~6.7015	6.7015	0.0307	8.3335	0.0775	0.8634	0.0033	9.3739	0.1496	1.6100	3199.49			78.69
2010.11.2	6.6950	6.6758~6.6980	6.6777	-0.0238	8.2836	-0.0499	0.8613	-0.0021	9.3272	-0.0467	1.8100	3190.52			-8.97
2010.11.3	6.6782	6.6703~6.6788	6.6761	-0.0016	8.2700	-0.0136	0.8614	0.0001	9.3697	0.0425	1.8200	3175.39			-15.13
2010.11.4	6.6700	6.6605~6.6925	6.6635	-0.0126	8.2397	-0.0303	0.8599	-0.0015	9.4757	0.1060	1.8200	3233.97			58.58
2010.11.5	6.6579	6.6502~6.6658	6.6566	-0.0069	8.2473	0.0076	0.8585	-0.0014	9.4272	-0.0485	1.6100	3278.45			44.48

RMB レビュー&アウトルック

先週の人民元相場は6.6800で寄り付いた後、週初は前週の地合いが継続し、一時は6.7015まで下落するなど軟調に推移した。ただその後、週末にかけて反発すると週末には週間高値となる6.6502まで上昇し、高値圏で越えた。過去の経験則に基づくと、人民元相場は国際的な政治イベントが近づくと上昇する傾向がみられる。今週は11日からのG20サミット(20ヶ国・地域首脳会議)や13日からのAPECサミットを控えており、やや人民元の上昇ペースが加速する可能性が高いだろう。尚、先週1日に発表された10月購買担当者指数(製造業PMI指数)が54.7と前月の53.8から上昇し、今年4月以来の高水準を記録しており、中国経済の減速懸念は後退している。今週は貿易収支や消費者物価指数など10月分の主要経済指標の発表が予定されている。特に、消費者物価指数に関しては、依然としてインフレ圧力が相応に強いことが示されると、人民元の先高観が台頭し易いと思われる。(11月8日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。また、当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。